

令和7年度 第2回 丸亀市廃棄物減量等推進審議会 次第

日時：令和8年2月13日（金）

午後2時から

場所：クリーンセンター丸亀

2階研修室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 第三次丸亀市一般廃棄物処理基本計画について

(2) その他

・令和8年度クリントピア丸亀の基幹的設備改良工事について他

4 閉会

### 第三次丸亀市一般廃棄物処理基本計画(案)について

#### 1. 本計画の趣旨

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条に基づき、市町村が区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定める法的義務に対応して策定するものであり、長期的・総合的視点にたった本市の一般廃棄物処理の基本的な方針を定める。

また、本計画は、丸亀市環境基本計画を上位計画として位置付け、その他関連計画とも整合を図り策定する。

#### 2. 計画期間

令和 8 年度～令和 17 年度(10 年間)を計画期間とし、中間年度(概ね 5 年)で点検・見直しを行う。

#### 3. 基本方針における変更点(前計画からの見直し事項)

第二次計画のごみ減量のための行動である、4R(Refuse: 不要なものや過剰包装を断る、Reduce: ごみそのものの量を減らす、Reuse: まだ使えるものを修理し長く大切に使う、Recycle: 資源として再生処理をして利用する)から本計画では、3R+Renewable(4Rから Refuse を除き、Renewable: 再生可能なものに置き換える)に変更することで、ごみの減量とともに、再生可能な資源を活用し、循環型社会への移行を加速させることを方針とする。(2025 年 8 月閣議決定: 循環型社会形成推進基本計画で重要な取り組みとして位置づけられている。)

#### 4. 施策の体系

一般廃棄物処理基本計画は、次の二つで構成する。

##### ① ごみ処理基本計画

一般廃棄物<ごみ>の減量・資源化・適正処理に関する長期方針

##### ② 生活排水処理基本計画

下水道・合併処理浄化槽等を含む生活排水の適正処理に関する長期方針

将来推計は、過去の実績をもとに、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の人口推計を用いて将来人口を見通し、排出原単位(g/人・日)により将来の一般廃棄物量を予測し、推計結果を踏まえ、減量・資源化・適正処理の数値目標を設定する。

※資料②のとおり

#### 5. 今後のスケジュール

令和 8 年 3 月: 丸亀市廃棄物減量等推進審議会

令和 8 年 3 月: 庁議

# 第三次丸亀市一般廃棄物処理基本計画(案)【概要版】

令和8年2月13日  
審議会資料②  
産業生活部クリーン課

## 本計画の目的

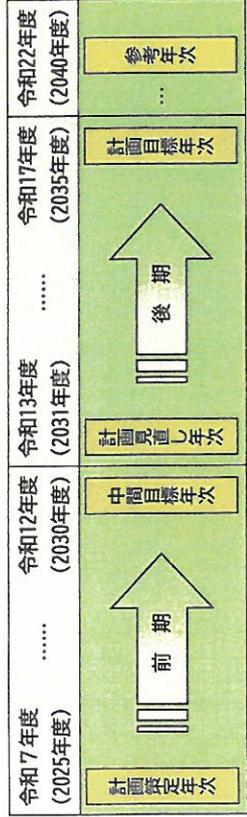
本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定に基づき策定が義務付けられているものであり、長期的・総合的視点に立って本市の一般廃棄物処理の基本的な方針を定めるものです。  
また、本計画は、丸亀市環境基本計画を上位計画として位置づけ、その他関連計画とも整合を図ります。

## 計画対象廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、市内で発生する一般廃棄物のうち、「ごみ」及び「し尿(浄化槽汚泥を含む。)」とします。

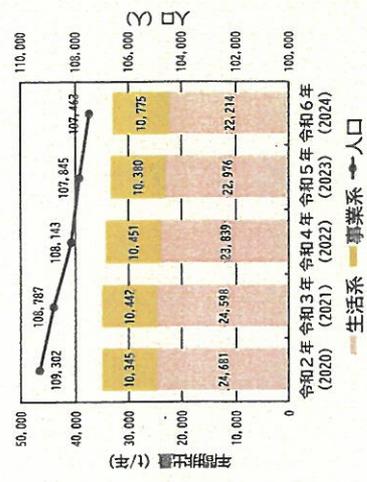
## 計画期間

計画期間は、令和7年度を計画策定年次とし、令和12年度を中間目標年次、令和17年度を計画目標年次とします。  
また、本計画は、国の指針に基づいて中間目標年次に見直しするほか、社会情勢の変化や法制度の動向等、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合や施設整備事業等の関連事業の進捗状況に応じて見直しを図るなど弾力的に対応します。



## ごみ処理の現状

● 区別ごみ排出量の実績 (令和6年度)

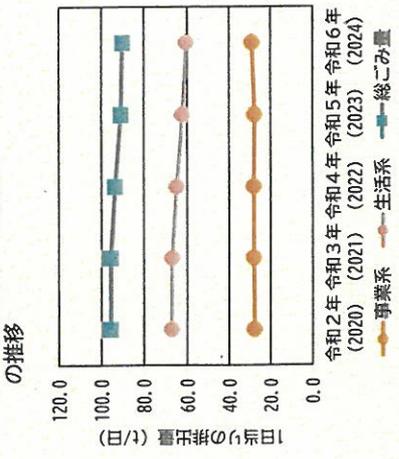


## ごみ処理の課題

● 発生抑制・資源化  
● 収集・運搬  
● 中間処理  
● 最終処分

発生抑制・資源化	収集・運搬	中間処理	最終処分
<ul style="list-style-type: none"> <li>1人1日当たりのごみ排出量の削減</li> <li>官民連携によるリサイクル率の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの収集・運搬体制の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間処理施設の適正な維持管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分場の適正な維持管理</li> </ul>

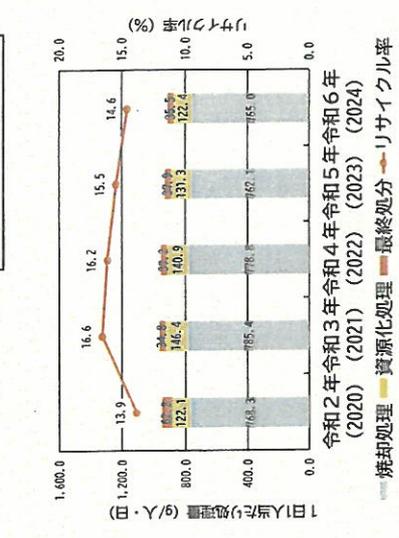
## 1日当たりのごみ排出量の推移



## 第二次計画ごみ処理の目標達成状況

項目	令和2年度実績 (中間目標年次)	令和7年度目標値 (計画目標年次)	令和6年度実績
1人1日当たりのごみ排出量	877.9g/人・日	810g/人・日	841.0g/人・日
1人1日当たりの生活系ごみ排出量	618.6g/人・日	440g/人・日	566.3g/人・日
事業系ごみ排出量	10,345t/年	9,436t/年	10,775t/年
リサイクル率	13.9%	24.0%	14.6%
資源ごみ収集率	15.0%	20.0%	13.6%

## ごみ処理量の推移



ごみ処理の基本方針

基本方針1 ごみの発生抑制・減量化の推進

市民、事業者、行政の協働により、生活系ごみ、事業系ごみの発生抑制・減量化を推進します。

基本方針2 ごみの分別と再資源化の推進

分別排出の徹底により、従来なら可燃ごみや不燃ごみとして排出していたものなかから資源ごみを分別し、ごみの再資源化等を推進します。

基本方針3 ごみの適正処理の推進

ごみの適正処理を行うため、不法投棄等の防止に努め、計画的な施設の維持管理により、ごみの適正処理を推進します。

ごみ処理の基本方針達成のための施策

基本方針1 ごみの発生抑制・減量化の推進

- ・広報紙やホームページ、ごみ分別アプリ、出前講座等による周知活動
- ・リサイクル製品の購入など「エンカル消費」の普及啓発など、消費者教育の推進
- ・教育や学習の振興、食品ロス削減の重要性に認知度向上、フードドライブ活動への支援

基本方針2 ごみの分別と再資源化の推進

- ・小型家電リサイクルの推進、集団回収やイベント回収の促進・拡大、分別排出の徹底
- ・マイバッグやマイボトルの利用、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集

基本方針3 ごみの適正処理の推進

- ・効率的かつ適正な収集・運搬計画の適宜見直し、マナー違反に対する監視や定期巡回の実施
- ・ごみステーションの量適化による計画的な収集・運搬の実施
- ・現有施設の適正な維持管理、飛灰の資源化、最終処分量の減量・減容化の努力

循環型社会の形成

ごみ処理の目標値

県・国の目標を参考とし、市の独自目標を設定しました。

項目	令和6年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和17年度 (計画目標)
1人1日当たりのごみ排出量	841.0g/人・日	809.0g/人・日	782.3g/人・日
1人1日当たりの生活系ごみ排出量	566.3g/人・日	497.4g/人・日	440.0g/人・日
リサイクル率	14.6%	20.1%	24.0%
1人1日当たりのごみ焼却量	755.1g/人・日	645.0g/人・日	566.5g/人・日

【ごみ処理基本計画と方向性を同じくするSDGsのゴール】



生活排水処理の現状

市域の生活排水の処理は、住宅密集地域を集合処理区域とし、公共下水道、農業集落排水施設により、し尿・生活雑排水の処理を実施しています。

集合処理区域内にあっても下水道等が整備されていない地域と個別処理区域については、し尿汲取り、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽のいずれかにより処理を行っています。  
なお、浄化槽法の改正により生活雑排水の処理が行えない単独処理浄化槽については、設置が認められておらず、今後、設置数は建替え等により減少していくことが見込まれます。

生活排水処理の課題

生活雑排水処理人口の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道の整備推進</li> <li>・農業集落排水施設の再編</li> <li>・合併処理浄化槽の設置促進</li> </ul>
--------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

生活排水処理の基本方針

- 基本方針1 公共下水道の整備推進
- 基本方針2 農業集落排水施設の再編
- 基本方針3 合併処理浄化槽の設置促進

生活排水処理の基本方針達成のための施策

- 基本方針1 公共下水道の整備推進
  - ・本市の令和6年度末における公共下水道の普及率は、43.7%となっており、今後とも普及率の拡大に努めます。
- 基本方針2 農業集落排水施設の再編
  - ・中讃流域公共下水道大東川処理区への編入し令和7年度末をもって、農業集落排水事業は廃止となる見込みです。
- 基本方針3 合併浄化槽の設置促進
  - ・補助制度を積極的に活用し合併浄化槽の設置促進に努めます。

生活排水処理の目標

本計画で掲げた生活排水処理の基本方針に基づく取組みを推進するなかで、その成果や進捗状況を確認し、さらに効果的に進めるために、「生活排水処理率を令和17年度において84%にする」の達成に向けて継続して取り組みます。また、上位計画の「丸亀市生活排水処理構想」に示された関連する目標についても共有します。

生活排水処理の目標

区分	令和6年 (実績)	令和7年 (中間目標)	令和17年 (計画目標)
生活排水処理率	72.5%	78.7%	84.0%

生活排水処理率(汚水適正処理率：生活排水処理人口/行政区内人口)

丸亀市生活排水処理構想に示された関連する目標

区分	令和6年 (実績)	令和7年 (中間目標)	令和17年 (計画目標)
汚水処理人口普及率	73.9%	80.6%	86.0%
下水道普及率	43.7%	48.1%	50.3%

汚水処理人口普及率(汚水処理施設を併用できる人口/行政区内人口)

下水道普及率：(公共下水道等の利用可能人口/行政区内人口)

【生活排水処理基本計画と方向性を同じくするSDGsのゴール】





令和8年度

保存版

# ごみ収集カレンダー

令和8年4月1日～令和9年3月31日

## ごみは必ずルールを守って出しましょう。

ごみは集積場所(ステーション)に出してください。

収集ルート・時刻は変更になる場合があります。

## ごみ出し時間(午前8時30分まで)は必ず守りましょう。

※事業活動(営業)により生じた廃棄物は収集できません。

各種ごみの  
お問い合わせ

なしごみ  
TEL(0877)58-7453

丸亀市役所クリーン課 丸亀市川西町南乙66番地1  
(クリーンセンター丸亀内)

※令和8年11月2日(月)から12月3日(木)までの間  
クリントピア丸亀は、焼却炉の工事のため一般持ち込みができません。



# 丸亀市

MARUGAME CITY

丸亀市

検索



ごみ分別



# 丸亀市ごみ分別アプリ

便利な  
スマホアプリ  
配信中!

App Store

Google Play



Please respect the rules of garbage disposal.  
Free smartphone app in English "Marugame City Garbage Sorting App" is available.

Por favor tirar la basura en lugares adecuados.  
Aplicación gratis "Marugame City Garbage Sorting App (Guía de Separación de Basuras)" en español está disponible

请务必遵守丢弃垃圾的规定。

您在智能手机会打字“marugame city garbage sorting(丸亀市垃圾分类 APP)”之后，会下载这个免费垃圾 APP，您就知道垃圾的分类办法。

App Store

Google Play



# クリントピア丸亀への持ち込みは 可燃・不燃・粗大ごみ

中讃広域行政事務組合  
丸亀市土器町北一丁目72番地2

クリントピア 検索 TEL(0877)56-1144

持込日 平日 及び 特別持込日

持込時間 午後1時～4時



車両へは荷台の奥から粗大・不燃・可燃の順に積載してください。

※分別できていないごみは、持ち込みできません。



草・木・剪定ごみは



いずれかの方法で



透明、半透明または、市指定ごみ袋に入れる

## 注意事項

- 可燃ごみ、不燃ごみは必ず分別して市指定のごみ袋で搬入してください。(無料)
- 可燃ごみ、不燃ごみを市指定のごみ袋以外の袋に分別した場合、及び粗大ごみは10kgあたり100円です。※粗大ごみ処理シールは不要です。

- 草・木・剪定ごみは 直径10cm以下、長さ50cm以下に切り、透明、半透明または、市指定ごみ袋に入れるか、両端を縛ってください。
- 搬入者本人の住所を確認できるもの(免許証、保険証、マイナンバーカード等)をご持参ください。他者に委任される場合は、必ず委任状(ホームページから取得可)又は、ごみ発生場所の確認できる書類(電気・ガスの明細等)をご持参ください。
- 場内では事故防止のため、必ず係員の指示に従い、自分でごみを降ろしてください。
- いつも利用しているごみ集積場所(ステーション)を可能な限り利用し、混雑解消にご協力ください。

※令和8年11月2日(月)から12月3日(木)までの期間は、工事のため住民のごみは持ち込みできません。

## 特別持込日

令和8年	令和9年
4月25日(土)	1月11日(月)
5月30日(土)	2月11日(木)
6月13日(土)	3月22日(月)
7月20日(月)	
8月11日(火)	
9月12日(土)	
10月12日(月)	
12月5日(土)	
12月12日(土)	



## 特別持込日

令和8年	令和9年
4月25日(土)	1月11日(月)
4月29日(水)	1月23日(土)
5月16日(土)	2月13日(土)
5月30日(土)	2月20日(土)
8月8日(土)	3月22日(月)
8月22日(土)	
9月12日(土)	
10月10日(土)	
11月7日(土)	
11月21日(土)	
12月5日(土)	
12月12日(土)	

丸亀市役所クリーン課 丸亀市 検索 TEL(0877)58-7453  
丸亀市川西町南乙66番地1(クリーンセンター丸亀内)

持込日 平日 及び 特別持込日

持込時間 午前9時～12時 午後1時～4時



## 注意事項

- 必ず分別して透明な袋でお持ち込みください。
- 家電リサイクル法対象機器(P7参照)は持ち込みできません。
- 場内では事故防止のため、必ず係員の指示に従い自分でごみを降ろしてください。
- 事業活動(営業)で生じた資源ごみは、持ち込みできません。

クリーンセンター丸亀への持ち込みは

資源ごみ・使用済小型家電・廃食油・使用済み食品トレイ

# 使用済小型家電の回収(無料)

市では、レアメタル(希少金属)などの再資源化とごみの減量化を図るため、これまで不燃ごみ等として処理していた小型家電を無料で回収します。下記の公共施設等に回収ボックスを設置していますのでご利用ください。



## 回収ボックス設置場所

- 丸亀市役所構内東側
- 綾歌市民総合センターロビー
- 飯山市民総合センターロビー
- 本島・広島市民センター
- クリーンセンター丸亀

★ボックスに入らないものは回収ボックスの横においてください。



★ごみ袋に入らない大きいもので、持っていきことができないものについては、粗大ごみでお申し込みください。  
無料で引き取ります。お申し込み先(☎0877-58-7455)



**【注意】各コミュニティセンターでは、回収ボックスに入るものだけに限ります。**

## ●各コミュニティセンター

★25cm×15cmより小さいもの →小型家電回収ボックスへ



★上記より大きいものは左の公共施設に持ち込んでください。

## 注意事項

- 一度回収した小型家電を返却することはできませんのでご注意ください。
- 個人情報事前に消去してください。
- 異物、ごみなど小型家電以外のものは、回収ボックスへ入れないでください。
- CDやDVDなどのディスク類は対象になりません。不燃ごみに出してください。
- 取り外し可能な電池は、取り外してください。
- 事業活動(業務用機器)で利用する電化製品は回収できません。
- 設置場所に持ち込む場合は、**梱包類(ダンボール・ビニール袋など)から出してください。**

**【注意】** 右記の品目及び、下記の家電リサイクル法の対象品目は  
**使用済小型家電ではありません**

- ★足踏式ミシン ★エンジン式草刈機 ★エンジン式芝刈機 ★コタツ
- ★電気毛布 ★スポンプレッサー ★スピーカー ★カラオケセット
- ★石油ストーブ ★ファンヒーター ★オイルヒーター ★電子オルガン
- ★電子ピアノ ★電動車イス ★電動自転車 ★ドラム式コードリール
- ★延長コード 等

## 家電リサイクル法の対象品目

テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫は市では処分できません。お買い上げ小売店または買い替え時の小売店に引き取りを依頼してください。

- 引越等により家電小売店が近くにない場合は、クリーン課にご相談ください。
- 引き取りにはリサイクル料金が必要です。

- リサイクル料金(郵便局で品名・メーカー名を申し出たうえ、家電リサイクル券をお求めください。)  
※テレビ・冷蔵庫は、大きさ(容量等)・メーカーによってリサイクル料金が異なりますのでご注意ください。
- 収集・運搬をクリーン課に依頼した場合は、リサイクル料金とは別に収集運搬料金として**1台につき2,000円**が必要です。

## 対象機器



テレビ  
(ブラウン管式・液晶・プラズマ式)



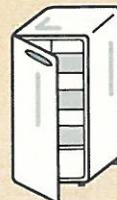
エアコン(室外機を含む)



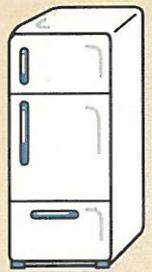
洗濯機



衣類乾燥機



冷蔵庫



冷凍庫

※リサイクル料金のお問い合わせは

家電リサイクルコールセンター

**TEL 0120-319640**

受付時間:午前9時~午後6時(日・祝休)